前

(前 略)

改

第2章 秘書・広報室及び監査室

(秘書・広報室)

第2条 秘書・広報室においては、次の事務をつか さどる。

īE

- (1) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。
- (2) 大学のホームページに関すること。
- (3) その他広報に関すること(広報センターの所 掌に属するものを除く。)。

(監査室)

第3条 (略)

第3章 教育研究推進本部 第1節 学生部

(学生課)

第4条 (略)

(入試企画課)

第5条 (略)

第2節 教育推進部

(教務企画課)

第6条 (略)

(共通教育推進課)

第7条 (略)

第3節 研究推進部

(研究推進課)

第8条 (略)

(産官学連携課)

第9条 (略)

第4節 国際部

(国際交流課)

第10条 (略)

(留学生課)

第11条 (略)

第4章 経営企画本部 第1節 総務部

(総務課)

- 第12条 総務課においては、次の事務をつかさど 第11条 総務課においては、次の事務をつかさど
 - (1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整す
 - (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他 重要な会議に関すること。
 - (3) 儀式その他重要な行事に関すること。
 - (4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関するこ と。
 - (5) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。

第2章 監査室

正

後

改

(監査室)

第2条 (同 左)

第3章 教育研究推進本部 第1節 学生部

(学生課)

第3条 (同 左)

(入試企画課)

第4条 (同 左)

第2節 教育推進部

(教務企画課)

第5条 (同 左)

(共通教育推進課)

第6条 (同 左)

第3節 研究推進部

(研究推進課)

第7条 (同 左)

(産官学連携課)

第8条 (同 左)

第4節 国際部

(国際交流課)

第9条 (同 左)

(留学生課)

第10条 (同 左)

第4章 経営企画本部 第1節 総務部

(総務課)

- - (1)
 - (2) (同 左)

(3)

- (4)
- (5) 個人情報の保護に関すること。
- (6) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。
- (7) 総長室業務に関する事務的支援を行うこと。

改 正 後 改 正 前 (6) 本学の制度及び組織に関すること。 (8)(7) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関する (9) こと。 (8) 訟務及びリスク管理に関すること。 (10)(同 左) (9) 大学文書館に関すること。 (11)(10) その他室、他の部及び課等並びにセンターの (12)所掌に属しない事務を処理すること。 (広報課) 第12条 広報課においては、次の事務をつかさど る。 (1) 大学の広報戦略に係る企画立案及び連絡調整 に関すること。 (2) 大学のホームページに関すること。 (3) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。 (4) 本学の総合案内に関すること。 (5) 大学記者室との連絡調整に関すること。 (6) 情報公開に関すること。 (7) その他広報に関すること。 (職員課) (職員課) 第13条 (略) 第13条 (同 左) (中 略) (広報センター) 第30条 広報センターにおいては、次の事務をつ かさどる。 (1) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。 (2) 本学の総合案内に関すること。 (3) 大学記者室との連絡調整に関すること。 (人事・共済事務センター) (人事・共済事務センター) 第31条 (略) 第30条 (同 左) (出納事務センター) (出納事務センター) 第31条 (同 左) 第32条 (略) (契約・資産事務センター) (契約・資産事務センター) 第32条 (同 左) 第33条 (略) (施設サポートセンター) (施設サポートセンター) 第34条 (略) 第33条 (同 左) (情報システム管理センター) (情報システム管理センター) 第35条 (略) 第34条 (同 左) 第6章 その他 第6章 その他 第35条 (同 左) 第36条 (略) 附則 この規程は、平成20年10月1日から施行する。